



# 議会だより

NO.198



## 第2回 町議会定例会

第2回町議会定例会は、3月8日から15日までの8日間にわたり開会し、各条例、平成27年度各会計補正予算、平成28年度各会計予算などを審議・可決し閉会しました。

今月号では、定例会における審議事項を掲載し、町長の町政執行方針への質疑内容については次号でお知らせいたします。

**小清水町住居表示審議会条例の制定**  
現在計画中の字小清水地区の住居表示を実施するため、諮問及び調査の機関として審議会を設置するものであります。  
(公布の日から施行)

**小清水町出張所設置条例の廃止**  
出張所業務について、4月から戸籍の証明書や住民票などの交付事務を郵便局で、その他の業務を各所管課で対応することによる出張所の廃止に伴い、浜小清水及び止別出張所の設置を定めた条例を廃止するものです。  
(平成28年4月1日施行)

**改正する条例**  
行政不服審査法の改正に伴い、関連する6つの条例の審査請求に関する手続き及び手数料の規定や文言を括して整備するものであります。  
(平成28年4月1日施行)

**行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定**  
行政不服審査法の改正に伴い、関連する6つの条例の審査請求に関する手続き及び手数料の規定や文言を括して整備するものであります。  
(平成28年4月1日施行)

## 条例 可決

**小清水町職員の分限についての手続き及び効果に関する条例の改正**  
職員が、職務上等の過失による交通事故で刑の執行を猶予された場合は失職しないとする規定を加えるものであります。  
(平成28年4月1日施行)

**職員の給与に関する条例の改正**  
地方公務員法の改正に伴う条文の整備と、労働基準法に基づき時間外勤務手当及び勤務時間の算定の規定について改正するものであります。  
(平成28年4月1日施行)

**小清水町職員の旅費に関する条例の改正**  
敬老祝金の支給対象について、年齢を判断する期間を、暦年(1月1日～12月31日)から年度(4月1日～3月31日)に改正するものであります。  
(平成28年4月1日施行)

**小清水町敬老祝金条例の改正**  
地方公務員法の改正に伴い、関連する条文を整備するものであります。  
(平成28年4月1日施行)

**小清水町簡易水道設置条例の改正**  
水道事業の運営基盤強化を図るため、小清水地区と小清水北地区の二つの区域を一つに統合するものです。  
(北海道知事の認可のあつた日から施行)

**小清水町活性化センター条例の改正**  
これまで出張所で取り扱っていた戸籍の証明書や住民票等の交付事務を、指定する郵便局で取り扱うこととし、効率的な行政サービスを提供するものです。  
▼指定する郵便局  
・浜小清水郵便局  
・止別郵便局

## 小清水町国民健康保険条例の改正

国民健康保険法施行令の改正に準じて、保険料の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の限度額の引き上げと保険料減額措置の所得判定基準の緩和を講じる改正をし、合わせて普通徴収に係る保険料の納期を7月から翌年3月までの9期に改正するものです。  
(平成28年4月1日施行)

**小清水町地域包括支援センター設置条例の改正**  
地域包括支援センターについて、高齢者支援に留まらず総合的な相談・支援の窓口として機能させるため、規定の追加など所要の改正をするものです。  
(平成28年4月1日施行)

**小清水町簡易水道設置条例の改正**  
水道事業の運営基盤強化を図るため、小清水地区と小清水北地区の二つの区域を一つに統合するものです。  
(北海道知事の認可のあつた日から施行)

**小清水町活性化センター条例の改正**  
これまで出張所で取り扱っていた戸籍の証明書や住民票等の交付事務を、指定する郵便局で取り扱うこととし、効率的な行政サービスを提供するものです。  
▼指定する郵便局  
・浜小清水郵便局  
・止別郵便局

## 小清水町介護保険条例の改正

普通徴収に係る保険料の納期を7月から翌年3月までの9期に改正するものです。  
(平成28年4月1日施行)

## 小清水町後期高齢者医療に関する条例の改正

普通徴収に係る保険料の納期末日を20日から25日に改正するものです。  
(平成28年4月1日施行)

## 小清水町介護保険条例の改正

普通徴収に係る保険料の納期について、12月の第7期納期末日を20日から25日に改正するものです。  
(平成28年4月1日施行)

## 計画 可決

**小清水町過疎地域自立促進市町村計画**  
過疎地域自立促進特別法の改正で、法失効期限が平成33年3月末まで延長されたことに伴い、小清水町過疎地域自立促進市町村計画の第4次計画(平成28年度から平成32年度までの5ヶ年間)を策定するものであります。

（平成28年4月1日施行）

## 指定管理者 可決

**小清水町活性化センター**  
(畑作物調理加工室、肉製品調理加工室、乳製品調理加工室及び研修室を除く)

**▼指定管理者**  
有限公司 マリン北海道  
代表取締役 下山 康博  
▼指定期間  
自 平成28年4月1日  
至 平成31年3月31日